

将来の大会開催地選定 利害関係者との継続的な対話に関する行動規則

用語：

利害関係者：将来のオリンピック夏季競技大会、オリンピック冬季競技大会、あるいはユースオリンピック夏季競技大会、ユースオリンピック冬季競技大会の開催に関心を持つ都市、地域、国、国内オリンピック委員会（NOC）、それらと関係を持つ個人

継続的な対話：将来のオリンピック夏季／冬季競技大会、またはユースオリンピック夏季／冬季競技大会の開催に関する利害関係者とIOCとの義務を伴わない話し合い

原則

1. 利害関係者との継続的な対話に関する行動規則（「規則」）は、オリンピックの核心的価値であるフェアプレーとオリンピック憲章、IOC倫理規程とその適用規則、特にオリンピック関係者の行動に影響を及ぼす利益相反の規則に基づくものである。
2. 本規則はIOCとの継続的な対話の全期間において適用され、利害関係者全員およびオリンピック・ムーブメントのすべての代表者による遵守が求められる。
3. 利害関係者のNOCは、継続的な対話に参加する、または関わる、あらゆる個人／法人が本行動規則を認識し、すべてにおいて遵守すると保証する責任を負う。

プロモーション

4. 利害関係者は国内においては、いつでも構想と計画について宣伝することができる。
5. そのようなプロモーション活動（広告、広報、ソーシャルネットワークの活用など）は品位と節度のあるものでなければならず、NOCが監督しなければならない。
6. プロモーション活動を国際的に展開することは禁止される（継続的な対話に参加する関係者には、さらに詳しい説明がなされる）。

将来開催地委員会

7. 継続的な対話に参加するすべての利害関係者は将来開催地委員会との対話、および実現する可能性がある将来開催地委員会の訪問について、IOCが定める条件を遵守しなければならない。すべての経費はIOCが負担する。

IOC委員／オリンピック・ムーブメントの代表者

8. 利害関係者はIOC委員を訪問することを差し控えなければならない。また、いかなる形態であれIOC委員に訪問を要請することも、IOC委員に直接連絡することも自制しなければならない。
9. 利害関係者（大使、大使館、利害関係者の国の恒久的代表を含む）による贈り物、公式な栄誉、招待、便宜、約束の提供はいかなる形態であれ一切禁止される。
10. IOC委員の中立性は尊重されなければならない。IOC委員は（利害関係者の国のIOC委員である場合を除き）継続的な対話に参加する個人／法人について、意見の表明、あるいはその公表を差し控えなければならない。同様に利害関係者の国の委員である場合を除き、IOC委員、IOC名誉委員、IOC栄誉委員の名前あるいは画像をプロモーション活動に利用してはならない。

コンサルタント

11. 利害関係者とともに活動するコンサルタントは、コンサルタントの IOC 登録に登録されなければならない。NOC はこの登録手続きを監督する責任を負う。
12. 登録では、コンサルタントが個人であれ会社の代表であれ、IOC の倫理原則、オリンピック憲章、IOC 倫理規程とその適用規則、特に利益相反に関する規則を確実に遵守することが求められる。
13. 登録は、利害関係者から委託されるコンサルタントとしてのサービスおよび／もしくは活動の開始前に完了しなければならない。コンサルタントの IOC 登録規則は IOC 倫理規程の中で発表される。不履行に対しては、コンサルタントの IOC 登録規則が明示する通り、制裁が科せられることがある。

国際競技連盟と国内オリンピック委員会

14. 公認国際競技連盟（IF）または NOC は、利害関係者に便宜を要求することも、利害関係者から便宜を得ることも許されない。
15. すべての公認 IF と NOC は、常に中立な立場でなければならず、特定の利害関係者を優遇してはならない（ただし利害関係者と同じ国の NOC はこの限りではない）。

IOC の TOP パートナーとその他の IOC スポンサー／物品提供者

16. IOC の TOP パートナーおよび IOC スポンサー／物品提供者は中立を保ち、いかなる形態のものであれ利害関係者への支援の提供を差し控えなければならない。結果として、利害関係者は IOC の TOP パートナー、あるいは IOC のスポンサー／物品提供者に対し、いかなる形態のものであれ支援またはプロモーションの提供を要請してはならず、また、そのような提供を受けてはならない。

メディア

17. 利害関係者は、国際的なメディアの代表者による活動上の訪問を計画してはならず、その経費を負担してはならない。

利害関係者間の敬意

18. 利害関係者は互いに、また IOC 委員に、IOC およびオリンピック・ムーブメントの代表者に敬意を払わなければならない。
19. 利害関係者は競合する他者のイメージを傷つける、あるいは他者が不利になりかねない行為、もしくはそのような発言を差し控えなければならない。利害関係者間の比較は一切禁じられる。
20. 利害関係者間の敬意を確実なものにするため、討論会は開催してはならない。
21. 開催地選定の結果に影響を及ぼすことを意図した利害関係者間、あるいはその NOC 間の協定、提携、共謀は許されない。

解釈

22. 本行動規則、およびその解釈に関する質問は、すべて IOC 倫理・コンプライアンス首席オフィサーに届けられるものとする。
23. 行動規則の違反は IOC 倫理・コンプライアンス首席オフィサーが対処する。重大な違反、あるいは度重なる違反は IOC 倫理委員会に付託することもある。